

令和3年7月9日
港湾局施設管理課

横浜市におけるゴケグモの確認について

令和3年7月6日（火）、特定外来生物に指定されているセアカゴケグモが西区で確認されましたのでお知らせします。ゴケグモは、基本的に攻撃性はありませんが、毒を持っていますので、発見しても、素手で捕まえたり、触ったりしないように注意してください。

セアカゴケグモ

1 発見場所

みなとみらい耐震ベース内（西区みなとみらい1-11）



2 これまでの経緯等

- ・7月6日（火）午前中、当該地を利用する事業者から「セアカゴケグモのようなクモを発見した。」との連絡が港湾局施設管理課に寄せられ、港湾局施設管理課及び西区生活衛生課が現地を調査し、クモ18匹と卵のう5個を発見、その場で駆除をしました。
- ・7月8日（木）夕方、横浜市衛生研究所で同定検査の結果、セアカゴケグモと確認されました。あわせて、別紙資料等により近隣の事業者及び臨港パーク管理者に注意喚起しました。
- ・7月9日（金）本日午後、専門業者により改めて現場確認・駆除する予定です。
※このクモに咬まれた方、健康被害を訴えている方はございません。

3 セアカゴケグモの注意点

セアカゴケグモは既に国内のほとんどで生息が確認されており、これまでに横浜市内でも確認されています。主に地面や建造物などの縫隙や穴、裏側、すき間に営巣します。庭仕事や掃除など、屋外での作業時には、咬まれないように軍手などを着用して素手で触らないようにしてください。もしセアカゴケグモに咬まれたら、医療機関にご相談ください。

駆除をする場合は、靴で踏みつぶすか、殺虫剤（ピレスロイド系）を使用します。その他、セアカゴケグモに関することは別紙「ゴケグモにご注意！」をご覧ください。

4 セアカゴケグモを発見した場合

今回の場所以外で発見した場合は、素手で触れないようにし、お住まいの区の福祉保健センター生活衛生課までご連絡ください。

お問合せ先

港湾局施設管理課長

箕輪 竜一 Tel 045-671-7221



ゴケグモにご注意！

セアカゴケグモ・ハイイロゴケグモが横浜市内でも発見されています

セアカゴケグモ・ハイイロゴケグモは、基本的に攻撃性はありませんが毒を持っており、外来生物法に基づく特定外来生物に指定されています。

貨物やコンテナ、建築資材、自動車等に付着して運ばれた結果、生息が拡大したと考えられ、既に国内のほとんどの地域で確認されています。

横浜市でも、港湾地域を中心に確認されています。

ゴケグモを見つけたら…？

絶対に素手で触らないこと！

駆除をする場合には、靴で踏み潰すか、殺虫剤（ピレスロイド系）を使用すること！



セアカゴケグモ（メス）

原産地：オーストラリア

成熟したメスは全体的に光沢のある黒色で、腹部背面によく目立つ赤色の模様。

体長は約10mm程度で、脚を広げると約30mm程度。



ハイイロゴケグモ（メス）

（左：背面、右：腹面）

原産地：亜熱帯地域

色彩はさまざま、腹部背面が真黒のものや、茶色や灰色を基調とするものなど、変異が多い。腹面に赤色の斑紋がある。

体長は約10mm程度で、脚を広げると約30mm程度。

<特徴>

- 毒を持っているのはメスだけです。
- ゴケグモには攻撃性はありませんが、触ると咬まれることがあります。

<生息場所>

- 日当たりの良い暖かい場所で、地面や人工物のあらゆる窪みや穴、裏側、隙間に営巣します。
(例：プランターの底、室外機の裏、ベンチの裏など)。

屋外での作業時には咬まれないように軍手などを着用しましょう

もし咬まれてしまったら…?

咬まれたときは、すみやかに温水や石けん水で傷口を洗い医療機関等にご相談ください。より適切な治療のため、殺虫剤等で殺したクモをできるだけ持参することが望ましいです。

咬まれた時はほとんどの場合、針で刺されたような痛みがあり、咬まれた箇所に熱感を感じることや紅斑を伴うことが多いです。手や足を咬まれた場合でも、胸部、腹部や全身に強い痛みを感じたり、けいれんを起こすこともあります。稀に、重症化し呼吸障害などを伴うことがあります。

これまで、国内での死亡例はありません。

ゴケグモ以外にも！

屋外活動時には、有害な虫に気をつけましょう

ハイキングなどの野外活動の際には、スズメバチ・蚊・マダニなどの虫に気を付けて、自然を楽しみましょう。

- ・遊歩道以外の道や、立入禁止の看板がある場所には踏み込まないようにしましょう。
- ・長袖、長ズボンを着用し、虫除け剤を使用しましょう（虫除け剤が効かない虫もいます）。
- ・香水などの香りの強い化粧品は控えましょう。
- ・黒色や暗色の服はできるだけ避けましょう。
- ・地面に直接腰を下ろしたりせず、シートを使用しましょう。



※特定外来生物とは？

もともと日本にいなかった外来生物のうち、生態系などに被害を及ぼすものを外来生物法（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律）により特定外来生物として指定し、これらの生きた個体を持ち運んだり、飼育したりすることを禁止しています。

■環境省「日本の外来種対策」URL
<https://www.env.go.jp/nature/intro/index.html>

■外来種に関する普及啓発「外来種被害予防三原則」については、
横浜市環境創造局政策課（TEL 045-671-2484）

◆各区福祉保健センター生活衛生課 連絡先◆

区	電話番号	区	電話番号	区	電話番号
鶴見	510-1845	保土ヶ谷	334-6363	青葉	978-2465
神奈川	411-7143	旭	954-6168	都筑	948-2358
西	320-8444	磯子	750-2452	戸塚	866-8476
中	224-8339	金沢	788-7873	栄	894-6967
南	341-1192	港北	540-2373	泉	800-2451
港南	847-8445	緑	930-2368	瀬谷	367-5751